

民生福祉常任委員会記録

令和4年6月10日

【開催日】 令和4年6月10日（金）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前11時12分

【出席委員】

委員長	松尾数則	副委員長	白井健一郎
委員	大井淳一朗	委員	奥良秀
委員	福田勝政	委員	山田伸幸
委員	吉永美子		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

副議長	中村博行		
-----	------	--	--

【執行部出席者】

福祉部長	吉岡忠司	福祉部次長兼健康増進課長	尾山貴子
福祉部次長兼子育て支援課長	長井由美子		
高齢福祉課長	麻野秀明	高齢福祉課主幹	大井康司
高齢福祉課長補佐兼地域包括支援センター長	荒川智美	高齢福祉課主査	篠原紀子
高齢福祉課高齢福祉係長	原川寛子		
障害福祉課長	吉村匡史	障害福祉課課長補佐	松本啓嗣
障害福祉課障害福祉係主事	橋本樹		

【事務局出席者】

事務局次長	島津克則	庶務調査係書記	岡田靖仁
-------	------	---------	------

【審査内容】

- 1 請願第2号 「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公費助成制度の創設を求める」請願書

午前10時 開会

松尾数則委員長 おはようございます。それでは、ただいまから民生福祉常任

委員会を開会します。本日の審査内容は、お手元に配付しているとおりで
す。昨日、参考人から意見を聞き、また、委員からも質疑をしました。
本日は執行部をお呼びして、更に審査を深めていきたいと思ひます。そ
れでは、委員から質疑を求めます。

吉永美子委員 まず、障害福祉課にお聞きします。昨日、参考人の一人に市の
補助制度をお話ししたら、「全く知らなかった」と言われました。その
方が最初に言われていたのが、「検査して、あるデシベル以上悪い方
に対して補聴器の購入を公費で負担していただきたい。また、国や県に対
してもこれを条文化するように行動していただきたい」と言われました。
障害者福祉の関係では、どういふ補助があるのかを説明してください。

吉村障害福祉課長 障害者には手帳の交付をしておりますが、細かい内容を申
したほうがよろしいですか。

吉永美子委員 聞こえの程度がどのぐらひの者から級が始まり、そして、どこ
までの補助が出るのかを教えてください。

橋本障害福祉課障害福祉係主事 聴覚障害は、6級以上、つまり両耳のデシベル
数が70デシベル以上又は片耳90デシベル以上で片耳50デシベル
以上の者が手帳の該当になります。補聴器に関しては、聴覚障害で手帳
の認定が下りれば、どの等級でも対象になります。等級ごとに適切な補
聴器の種類があるんですが、6級から4級の方は高度難聴用の補聴器が
対象になります。例えば、高度難聴の耳かけ型の場合、原則として片耳
支給にはなりますが、片耳4万3,900円が基準額です。

大井淳一郎委員 正確に答えていただきたいんですが、聴覚障害は、2級、3
級、4級、6級だと思うんです。1級はありませんね。そこを教えてください。

橋本障害福祉課障害福祉係主事 聴覚障害に関しては、6級、4級、3級、2級があります。1級と5級はありません。

山田伸幸委員 デシベル数を言われましたが、70デシベルはどのくらいの騒音になるのでしょうか。

吉村障害福祉課長 これはWHO、つまり世界保健機関が示しているものなのですが、その規定で言いますと、70デシベルはピアノや電車の音と似た音と示されております。

山田伸幸委員 これだけで相当程度聞こえにくいということが分かると思うんです。先ほど、「片耳が90デシベル以上で、もう片方が50デシベルで6級」と言われましたが、50デシベルでも本当に深刻な状態ではないかと思うんです。聞こえというより、「聞こえていても何を言っているか分からない」ということがあると参考人が言われておりました。そういった皆様にきちんと通常的生活をしてもらうために補聴器の補助が行われていると思うんです。現在、市民の方で障害者の認定を受けて、補聴器の補助を受けられている方はどれぐらいいらっしゃいますか。

松本障害福祉課課長補佐 6月9日現在、年齢層別で言いますと、70歳以上の方で難聴者、つまり手帳所持者は208人です。全年齢では257人です。割合的には大体80%ぐらいです。そのうち、4級、6級の方が24.51%、6級の方が33.46%なので、70歳以上で全体の6割近くが4級又は6級です。その方たちが補聴器を持っているかどうかについては、今、数字を持っておりません。

山田伸幸委員 24.51%と33.46%とは何の数字ですか。

松本障害福祉課課長補佐 24.51%が70歳以上の4級の割合、33.46%が70歳以上の6級の割合です。分母は先ほど申しました257人

です。

吉永美子委員 高齢福祉課にお尋ねします。今、配っていただいた資料は身体障害者福祉法です。これは障害福祉課から頂いたんですが、この中に「世界保健機関（WHO）の規定」とあり、「41から60デシベルの人は補聴器の常時使用」と書いてあります。これは補聴器が必要であるという認識を持っていいでしょうか。また、この辺りにおられる方から補聴器等について御相談が入っているかどうかをお聞きします。

麻野高齢福祉課長 高齢福祉課にそういった補聴器の相談が入っているかという御質問ですが、市民と接することが多い地域包括支援センターに聞き取りをしてみました。ほとんどありませんでした。二、三年前にそういった問合せが1件あり、最終的に障害福祉サービスである補装具の支給につながっておりました。

吉永美子委員 障害者手帳のサービスにつなげたということは、市民に対して一生懸命お知らせされていると思うんですが、昨日の参考人は全く知りませんでした。「こういう制度があるので、是非問い合わせてください」という広報をどのような形でしておられますか。「身体障害者福祉法の中でされている事業でこういう公費負担がある」という広報です。市民に対してそのように知らせておられますか。

荒川高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター長 難聴に関するお問合せがある場合は、基本的に障害手帳のお持ちの方に対するその補装具のサービスに御案内しておりますし、耳鼻科を受診していただくようにお勧めしているところです。

吉永美子委員 「私は耳が遠くありません」という人もたくさんおられると思うんですけど、高齢者の健康診査がありますね。その中に聴覚診査はないと思うんですが、「あなたの健康状態を健康診査でチェックするため

に健康診査を受けましょう」とあります。「後期高齢者医療制度に御加入の皆様へ」ということで「健康診査を受けましょう」というのがあるじゃないですか。そういったときに「こんな制度ありますよ」とお知らせの必要性について、どうでしょうか。

荒川高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター長 特定健診のお知らせが届いているお宅に訪問した際には、もちろん特定健診の受診をお勧めしているところですが、現時点で聴力に関する特別な周知はしておりません。

吉永美子委員 聴力だけを特出して周知することに疑問があるということはよく分かるんです。誰しも年を取るにつれて症状が出てくるものがあるじゃないですか。身体障害者福祉法は耳に対するものだけじゃありませんから、いろいろな制度があるということを、全員にとっているんじゃないか、審査に来られたときにお知らせする手法がないかをお聞きしたいんですよ。昨日、「全く知らなかった」と言われましたから、その辺はいかがでしょうか。

荒川高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター長 特定健診自体は国保年金課から送付されるものと認識しているんですが、委員がおっしゃるように、加齢による様々な機能の低下に関する御相談については、訪問時に高齢者と接する中で、必要に応じて御提案、お勧めしていると認識しています。

大井淳一郎委員 昨日、参考人が言われたのは、「奥様が医者に掛かって、聴力の診断を受けたんですが、制度のことは分からなかった」と言うんです。主に耳鼻咽喉科から、「こういう補聴器が必要であれば、こういう障害に当たる人にはサービスがありますよ」という連絡はあるんでしょうか。その辺りの連携が取れていないのではないかと思います。

吉村障害福祉課長 障害がある方でしたら、指定医が判定を見て、障害に当た

るのであれば、申請をしていただくような手続になっております。そのため、実際に申請されるかどうかは別にして、「障害に該当しますよ」という旨は医者から言われていると思います。

山田伸幸委員 昨日、参考人から話を聞いて思ったのは、通常会話が聞き取れない程度であれば、障害には当たらないと判断しておられるのだろうということです。6級で70デシベルですから、相当進んでいないと6級はもらえない。しかし、6級に当たらなくても日常会話にも困っている方が随分たくさん出てきているんだという話だったと思うんです。そういった皆様に安心して補聴器をお勧めできる制度は、残念ながら、等級を得ない限りはないということなんですね。ですから、請願者が来られて、意見陳述されたと思うんです。窓口ではそういう相談があまりないとお聞きしたんですが、高齢者の聞こえに対する不自由さについて、何か意識をお持ちでしょうか。

荒川高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター長 地域包括支援センターが担当している高齢者の中にも難聴の方はいらっしゃいますし、窓口に来られた相談者の中にも難聴の方はいらっしゃいます。そういう方に対しては、耳元でお話をする、はっきりと、言葉を選んで、分かりやすく、シンプルに伝えることを工夫して対応しているところです。

奥良秀委員 確認ですが、今回、請願者から病院に掛っていたが、障害手帳や補助のことは分からなかった、教えてもらえなかったと言われたんです。日々、科学とか病気の治療とか進歩していく中で、市として、実際に耳鼻咽喉科の医師と難聴の問題などを話し合う機会はあるのでしょうか。

荒川高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター長 これまでに、高齢福祉課が耳鼻咽喉科の医師と難聴について話し合う機会はありません。

奥良秀委員 どちらかというと、福祉課というよりは病院や医師の関係になっ

ていくのかと思います。だから、市民病院や開業医が耳鼻咽喉科と色々な連携していく中で、その情報を吸い上げるところに高齢福祉課や障害福祉課が入っていないといけないと思うんですが、そういうところとは全く連携が取れていないということではよろしいですか。

荒川高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター長 在宅医療と介護の連携推進事業があり、医師会の医師との連携はしておりますが、難聴について、耳鼻咽喉科の医師とは特に連携をしていないのが現状です。

奥良秀委員 難聴の最初の窓口は、開業医だと思います。「耳が少し聞こえづらい」ということを気にして行かれるのは、まず開業医だと思います。そういうところをきちんとPRできていないので、こういう請願を出されると思うんです。執行部として、今後、これを機会にどのように対応を取られますか。もう少し対応を強化していきたいとか、連携を密にしていきたいとかというお考えはありますか。

荒川高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター長 高齢福祉課としては、今回のお話を一連でお聞きして、市民がそういう制度自体を御存じないことについては真摯に受け止めたと思っております。これまでも、少し耳が遠くなった、聞こえづらいという方には、耳鼻科の受診をお勧めしてきたところですが、その先の制度につながっていない方が実際にいらっしゃるの、私たちもその先を見据えて、市民、高齢者にお話ししたいと思います。今すぐ「何ができる」とは申し上げられませんが、医師との連携も考えていかなければいけないと思っています。

奥良秀委員 今回は加齢性難聴ということで、これは病名なのかは分かりませんが、「加齢性」や「老人性」というものがいろいろある中で、耳以外にも何かあるんでしょうか。

荒川高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター長 加齢による機能の低下と

して、いわゆるフレイルと言われるものがあります。また、口腔機能であったり、足腰が弱くなったり、認知機能が低下したりなど、加齢に伴うその機能の低下は難聴だけではありません。

奥良秀委員　そういった中で、今回は難聴の方に補聴器を助成してほしいということですが、国がいろいろな障害手帳等々を発行して、いろいろ補助しています。山陽小野田市として、聴覚だけを補助することがいいのか、それとも、加齢性のもはたくさんあると言われましたが、全体的に全部を補助していくことになるのか、市としてはどのように考えていますか。

麻野高齢福祉課長　加齢に伴うものはたくさんあるということで、それがひどくなった場合、この度でいうと70デシベル以上ということが分かった場合、あるいは、本当に聞こえが悪いと、困っているということであれば、まず、病院への受診をお勧めするべきだと思っております。加齢性のもは、難聴だけでなく、足腰、口腔などもあります。また、高血圧や糖尿病など様々なものが加齢に伴って悪化します。今回の請願の中にもありましたように、それが認知症につながっていく、うつ病につながっていくという御指摘はありますし、それは国も認知症の危険因子と認めております。加齢に伴う全体のことについては高齢福祉課サイドの話になります。今までもそういうものの改善に努めておりますが、今後も引き続き努めていきたい、全体の中で取り組んでいきたいと思っております。たしかに、難聴でコミュニケーションが取りづらくなって、引きこもって孤立してしまうことも考えられます。そういうことがないように、通いの場において皆で運動したり、話し合ったりに結びつけて、全体として、加齢なり、介護予防なりに結びつけていきたいと考えております。

大井淳一朗委員　吉村課長の答弁と荒川補佐の答弁の整合性が分からないので確認したいんですが、高齢福祉課と医療機関との連携がまだ取れていな

いというだけで、障害福祉課とすれば、耳鼻咽喉科で高度難聴と認定されれば、補聴器の補助制度はきちんと知らせているんですね。

吉村障害福祉課長 障害福祉課では、障害者に認定された方に対しての補助を行います。まず、手帳要件を満たしているか、満たしていないかが問題です。医師に掛かって、医師が障害認定されると判断すれば、意見書等を出していただき、県に申請するという形で手帳を交付しています。障害者であると認定されなければ、この補助要件にも該当しません。まず、医者に掛かっていただいて、その中で自分がどういう状況かを判断していただきたいと思います。

大井淳一郎委員 結局、高度難聴と認定されれば、障害福祉課に行くんですが、この請願は、中等度難聴をどうするかということなんです。今の制度では、中等度難聴に対して補助できないということですが、本請願と同じ内容の要望書が市長に出されているんですが、現時点での検討状況を教えてください。

麻野高齢福祉課長 中等度難聴ということであれば、高齢福祉課の担当になると思います。先ほどお話ししたように、難聴に限らず、介護予防に取り組んでいきたいと思っております。また、加齢に伴うもので、誰にでも起こり得ることを勘案して、これが地域によって差があるものではなく、どこに行っても、誰でもそういう制度を利用できることが理想だと思っております。そういう意味では国の制度等に期待するものですので、国等への要望などをしていきたいと考えております。

山田伸幸委員 麻野課長の今の答弁を聞いて、住民の皆様が思い余って請願に至ったということが全く分かっていないんじゃないかと思いました。先ほど、いろいろなメニューがあって、そこで解消できるというようなことを言われましたが、一度難聴になってしまうと、改善できないはずなんです。できないからこそ、更に進行しないように、補聴器を付けて食

い止めるんです。そういったことをきちんと把握した上で発言すべきだ
と思うんですが、そういった認識をお持ちではなかったのでしょうか。

麻野高齢福祉課長 今回の請願で500筆以上の署名があったことは、十分に
把握しておりますし、重く受け止めております。そして、難聴の治療が
難しいということも調べており、把握しております。

山田伸幸委員 地域のいろいろな通いの場のことも言われましたけれど、聞こ
えにくくなったら、そういう場にもなかなか出づらいんです。そうい
った方に対しては、単純にそこに参加すればいいという問題ではないん
です。皆が話しておられることを聞いて、そして、自分の意見も言えるこ
とで通いの場は威力を発揮するんです。耳が聞こえなければ、足が遠の
いてしまうのが現実なんです。そこをしっかりと把握した上で、そうい
った高齢者が難聴をきっかけに通いの場にも来なくなることをどうした
ら防止できるのかをしっかりと考えるのが担当課の仕事じゃないんですか。

麻野高齢福祉課長 いかにもいろいろな方に通いの場に来ていただくかというの
は、議員のおっしゃるとおり、すごく大事なことだと考えております。
そのためにいろいろなことをしておりますが、まだまだ不十分で、少し
ずつ数を増やしておりますが、もっと増やしていく必要があると考えて
おります。いろいろな手法を考えながら、今後も取り組んでいきたいと
考えております。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 麻野課長からは、認知症に対してどのような
対策を行うかということを中心に御説明しました。一つ前に奥委員が質
問されたところにも関わるんですけれども、この度の請願の内容を聞か
せていただいて、難聴者が本当にお困りになられているという実情は、
福祉部としても重く受け止めております。それをどうにかしたいという
思いはあります。ただ、先ほど御質問いただいたように、老化に起因す
るものは難聴だけではなく、例えば、目などについてもあり、また、フ

レイルという観点では関節が悪くなるなど様々なものがあります。それらが認知症につながっていくことを考えたときに、全部を補助するのかという辺りも併せて考えていく必要がありますので、先ほど、「どういう方向性を考えているか」という御質問がありましたが、全体的なものや国の動向を捉えて考えていく必要があると考えております。また、先ほど周知のお話がありましたので、補足的に御説明します。まず、障害手帳の申請を受け付けている医療機関の医師は、障害に関する認識が深いので、障害手帳の申請について御説明いただいているところです。しかし、障害手帳の申請を受け付けていない医療機関では、もしかしたらこの辺りが漏れるのではないかと思いますので、これに関しては今から周知徹底をしていきたいと思っております。ただ、先ほど山田委員が言われましたように、障害に達しない方については、耳鼻咽喉科でもつかみにくいと思っておりますので、その方々に対してはどのように周知するのがいいのかを検討していかなければならないと考えております。

山田伸幸委員 これまでもいろいろな請願を取り扱ってきましたが、尾山次長が言われたのは、市がその請願を断るときの理屈です。今まで何度も言われてきたことなんです。「そこだけではないんだ」と、「あれもこれもあるんだ」と、結局、「その請願は駄目ですよ」と回答するための回答なんです。今、推計では6,000人を超える市民が難聴で本当に困っています。そういった皆様の苦しみをどのように救っていくかということが今回の請願の趣旨ですから、そうやって幅を広げて、「あれもこれもあるので、これだけについてはできませんよ」というような言い方は市民に対して不誠実な対応としか思えません。今回のような請願をしてでも、何とかして解決していきたいという市民の思いを真剣に考えてください。私が聞いた話で、補聴器をリースで借りていたけれど、それを落としてしまって、また別に借りようとしたら、落としたものの弁償として30万円の支払を求められたケースがありました。何とかして生活を良くしていきたいということで、皆様苦しんでおられるんです。福祉部は、そういった実態に、そういった高齢者の悩みにしっかりと寄

り添っていく姿勢が大事だと思うんですが、部長はどのようにお考えでしょうか。

吉岡福祉部長 この度の請願に関しましては、先ほどから申しておりますが、私たちも大変重く受け止めておるところです。市内に難聴に該当する方が6,000人から7,000人程度おられるということも聞いております。先ほどから説明をさせていただいておりますが、高齢に関してはいろいろな症状があります。これらに全て対応していくことが私たちの願いではありますが、それに対してはいろいろな制約があるということも御理解ください。特にこの度の請願内容に関して申しますと、かなりたくさんの方がいらっしゃるので、これに対する補助を行うと、多額の費用が掛かります。費用が掛かるからできないという考えではなく、必要性を重視して考えるべきだと思っております。先ほど尾山次長が申しましたが、これは言い逃れではなく、市民はいろいろな症状で、いろいろなこと望んでおられ、いろいろな必要性を感じておられます。その辺りは総合的に判断させていただきたいと考えております。その辺りはこれからも研究させていただきたいと思っております。

吉永美子委員 部長は「必要性を重視」と言われました。また、山陽小野田市は、スマイルエイジングということで、健康寿命の延伸を目標とされています。いかに健やかに年齢を重ねていただくかという観点から、その実態をどこまで把握できているのでしょうか。いろいろな高齢者、65歳以上の方にアンケートを取るなどの場はありますか。どんなことで困っておられるのか、例えば、目でお困りの方もいるかもしれない、耳でお困りの方もいるかもしれません。スマイルエイジングを目指して、そういった実態調査、アンケートなどを取られてきたのか。あるいは、これから先、アンケートを取って、市民の実態をより知ろうという考えがあるかどうかをお聞きします。

荒川高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター長 3年に一度、高齢者福祉

計画、いわゆる、いきいきプラン21を策定しています。この策定に先立ち、日常生活圏域ニーズ調査という65歳以上の方に対するアンケートを行い、実態を把握しているところです。

吉永美子委員 それによって、どのような具体策を打ち出してこられたのか。また、これから打ち出していこうと思われているのかをお答えください。

麻野高齢福祉課長 今の実態調査につきましては、3年に一度、65歳の市民約3,000人を対象にアンケートを実施しております。これは、いきいきプランを策定するために必要な資料として実施しております。直近では第8期計画を策定するとき、つまり令和2年度に調査したと記憶しております。そのときにどういうことでお困りかを、具体的には、「外出を控えている理由は何ですか」と御質問しました。その答えの中で、今回の問題である耳の聞こえの問題よるものは、全体の約5%でした。多くあったのは、「足腰の痛みが理由で外出を控えている」という回答でした。その回答を基に、計画の中で、通いの場での体操など強化していくという方針を作って、計画を策定したところです。

山田伸幸委員 私の自治会でも、いきいきサロンを行っております。毎週火曜日に行われていて、その代表の方には頭が下がる思いですが、やはりいろいろ苦労しておられます。住民の皆様が通いやすいように工夫をしておられますが、市はそれを常にサポートしているわけではないんです。これは市民の苦労だけで終わらせてはいけないと思うんです。「足腰の痛みが原因で外出を控えている」のであれば、行政からも、例えば、ホームヘルプなどのサポートをして、最近では買物支援もありますね。それだけではなく、今回問題になっているのは聞こえについてです。5%しかいないから切り捨てていいという話ではないと思います。今までは障害認定を得なければ、そういったことへの支援は受けられないということだったんですから、今後は、そういった方が日常生活をいかに維持していくかに着目した上で対策を立てるべきだと思うんですが、いかが

でしょうか。

荒川高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター長 例えば、聞こえによる閉じこもりなど、いろいろな生活上のお困り事がある高齢者に対しては、これまでも地域包括支援センターやケアマネジャーが支援を行って、必要なサービスにつなげるなどの提案をしているところです。しかし、約5%といえども、いまだ外出に困られている方がいることは確かですので、今回の請願を本当に真摯に受け止めたいと思っておりますし、高齢者を支援する中で、聞こえによる生活のお困り事について、更に親身になってお話を聞き、支援していきたいと考えております。

白井健一郎副委員長 高齢福祉課にお伺いします。「医学モデルから社会モデルへ」という言葉を聞いたことがあると思うんです。障害をどう捉えるかということで、2002年から2004年頃にWHOなどの機関が発表した考え方です。今までは、障害は病気であり、治療の対象であり、医師に掛かって、そして何とかうまくやっていくという医学モデルだったんですが、それが社会モデルに変わりました。社会モデルは何かというと、うまく社会生活が送れない人に対して、何か援助をして、社会活動する上でハンディキャップとなっているものを取り除く、何らかの手当てをして、社会参加を促すということだと思えます。それを考えますと、障害認定して、障害手帳をもらえば、一定の補助が得られるという発想よりも、ふだん高齢福祉課が行っているような、社会モデルに沿った援助の仕方の中に難聴解消を入れていくのが自然だと思えますが、どうでしょうか。

荒川高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター長 副委員長がおっしゃるとおりで、加齢による様々な生活上の支障は多様化していると思います。どのように自立した生活につなげるか、よりその人らしい生活を送ってもらえるように支援するのかは、難聴だけではなく、様々な社会的環境や個人的要因があると思います。そういうものを総合して支援していき

たいと考えておりますし、支援をしている多くのケアマネジャーなどの支援者はそういう視点で支援されていると考えております。

松尾数則委員長 この辺りで休憩を取りたいと思っております。5分休憩して、10時55分から再開します。

午前10時50分 休憩

午前10時55分 再開

松尾数則委員長 休憩を解いて、委員会を再開します。委員からの質疑を求めます。

吉永美子委員 改めて申し上げたいのが、冒頭にも言いましたが、今回の請願を通して、耳のことだけではなく、どういう制度があるかを市民に対していかに知らしめるかが本当に大事だと痛感しましたので、よろしく思います。これは要望です。

大井淳一郎委員 「加齢に伴う機能低下は聴覚だけではない」という答弁がありました。現在、聴覚に対する補助制度はないということでしたが、それ以外の補助制度はどのようなものがありますか。分かる範囲でお答えください。

荒川高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター長 加齢に伴う様々な障害に対する制度としては、まず、介護保険制度が挙げられます。介護保険の認定を受けられた方に対する、例えば、杖や歩行器の貸与があります。

山田伸幸委員 介護保険制度は、その人の程度に応じて必要なサービスをいろいろ用意していますが、残念ながら聞こえについてのサービスはありま

せん。私の妻はケアマネジャーなので、今回の問題を相談したところ、聞き取りの際に非常に苦労しているということでした。障害認定を取れる状態ではないですが、聞こえの機能が悪くて、耳のそばで話さなくてはいけない、意味をかみ砕いて説明しなければならないということで、非常に時間が掛かるということでした。こういった聞こえに対するサポートは、今後、高齢者が当たり前の生活を送る上で非常に大切になってくると思うんです。皆様の中にもケアマネジャーの資格を持っている方がいらっしゃると思うんですが、障害とまではいかないが、聞き取りに非常に苦労するという経験はありませんでしたか、いかがでしょうか。

荒川高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター長 高齢者には難聴の方いらっしゃいますし、こちらの言うことが伝わりにくい方もおられます。ケアマネジャーをはじめとする対人援助の専門職員は、分かりやすく伝えるスキルを持っておりますので、そういった技術を使いながら、分かりやすく、丁寧に、簡潔に伝えております。

山田伸幸委員 伝わるかどうかは、相手が補聴器を付けているかどうかでかなり変わってきます。さらに、補聴器によっても千差万別で、高級品であれば、円滑に会話できますが、古いタイプではあまり聞こえず、意図しない高音が発せられ、使用者を驚かせることもあります。最近では骨伝導タイプなどがありますが、それらは高価なのでリースしかできない。今年の6月からは年金が減額され、ますます生活が厳しくなる中で、高齢者に当たり前に生活してもらうためには、こういった加齢に伴う聞こえの低下に対する支援が必要であり、これが山陽小野田市の課題であると思います。先進的な自治体ではいろいろな形で聞こえの低下に対するサービスを行っております。残念ながら、山口県内ではどこも行っておりませんが、これまで山陽小野田市は、いろいろな制度で山口県の先駆けとなってきた歴史があります。是非勇気をもって予算を確保していただき、新しい制度の創設に踏み出していただきたいです。よく「周辺の自治体の様子を聞きながら」といわれますが、今回の聞き取りに当たっ

て調査していますか。

麻野高齢福祉課長 高齢福祉課から他市町に調査しておりませんが、インターネット等を活用し、そういう事例がないかは調査しております。請願にも東京都内の例がありましたので、ホームページで確認しております。

大井淳一郎委員 昨日、参考人から、「健康診査の検査項目に聴覚についてのものを入れてほしい」という要望がありました。現状、聴力は入っていますか。また、入っていない場合は、入れることを検討しているのか、お答えください。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 現状、聴力の項目はありません。今後につきましても、項目を入れるという協議事項は挙げておりません。

松尾数則委員長 今後も挙げるつもりはないということですか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 健診項目につきましては、今のところ予定はありません。

松尾数則委員長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）これで質疑を打ち切ります。執行部は御退席ください。ここで10分休憩し、11時10分から再開します。

午前11時 休憩

午前11時10分 再開

松尾数則委員長 休憩を解いて、委員会を再開します。これからの進行について、委員の皆様から意見をお聞きします。

大井淳一郎委員 昨日、参考人から意見を聴取し、本日、執行部から現状や検討状況を聞きました。議事録を見て、精査したいこともありますし、委員それぞれの考えをまとめる必要もあると思いますので、時間を置いて、日を改めて自由討議を行っていただきたいと思います。本日はここまでにしていただければ幸いです。

松尾数則委員長 大井委員から御意見がありました、いかがですか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）それでは、本日の民生福祉常任委員会を終了します。お疲れ様でした。

午前 11 時 13 分 散会

令和 4 年（2022 年）6 月 10 日

民生福祉常任委員長 松 尾 数 則